

谷田部

厚木

岡崎

大村

串良

四整備補給宿營給養

陸(海)軍基地、海(陸)軍使用之場合、於此

飛行部隊、整備補給、宿營、給養及飛行機

分散、秘匿、掩護等、各自軍に於て擔任する

本則、飛行機、分散、秘匿、掩護等、用之

陸(海)軍所在、先任指揮官之指揮、用之

海軍、指揮下、入り、其、基地、根據地、飛行機

先第九十八戰隊及之、協力部隊、給養、海軍

其、擔任、スル、場合、陸軍、基地、使用、場合

陸軍、宿營、給養等、關、為、得、限、後

助、與、カ、ル、モノ、トス

基地施設

昭和十九年十二月三十日協定ノ陸海軍航空基地

施設陸軍共用スル場合ノ施設ニ關スル協定覺書

據

陸海軍現地指揮官間ノ協定

陸海軍現地指揮官ハ本中央協定ニ基キ細部

ノ協定ヲ履行施スルコトス

陸海軍現地指揮官

航空機司令部

第一航空軍司令部

聯合艦隊司令長官

第三航空艦隊司令長官
第五航空艦隊司令長官
第十航空艦隊司令長官

基地施設

昭和十九年十二月三十日協定ノ陸海軍航空基地ヲ

海陸軍共用スル場合ノ施設ニ關スル協定覺書ニ

據ル

六陸海軍現地指揮官間ノ協定

陸海軍現地指揮官ハ本中央協定ニ基キ細部

關シ協定ヲ履行施スルモノトス

協定ノ履行施スル陸海軍現地指揮官左ノ如ク

航空總軍司令官

第一航空軍司令官

第六航空軍司令官

第三航空艦隊司令官

第五航空艦隊司令官

第十航空艦隊司令官

聯合艦隊司令長官



大海指第五七號

昭和三十年四月十三日

軍令部總長 及川古志郎

澤本 吳鎮守府司令長官

杉山 佐世保鎮守府司令長官

指示

大海指第四九〇號ヨル玉星丸ニ對スル佐世保

鎮守府司令長官ノ指揮ヲ解ク